入札説明書訂正表(令和元年 12 月 19 日)

入札説明書の一部を下記のとおり訂正します。

記

訂正頁	訂正前	訂正後 (訂正箇所は下線付部分)
7	19 その他必要な事項 (1)入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (2)入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。	19 その他必要な事項 (1)入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (2)入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。 (3) 落札者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)ほか関係法令を遵守するとともに、同法第9条の2第2項に基づく運賃・料金の変更を命じられることのないよう適切に届出を行うこと。